

## 東京・水戸・八王子地本執行委員長名の

### 「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求」に対する秋田地本見解

2018年12月19日、「蕨市民会館ホール」においてJR東労組第37回臨時大会が開催され、「運動方針」「組合基金の使用計画の大綱」「規約・諸規則の改正」等大会代議員の賛成多数で可決された。JR東労組秋田地本は決定した方針に基づき、組織の強化・拡大を目指して職場から実践している。そのことは、東労組規約第27条「各組織および各級機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする」とある通り、組織および機関の義務とされているからである。

しかし、東京・水戸・八王子地本の執行委員長は連名で「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求」をホームページ上に掲載し、一方的に問題点を列挙した上で、大会決定を蔑ろにしている。

JR東労組ハンドブック「職場活動のポイント」には、「大会で代議員は、提案された方針(案)に対し、自分の意見や職場の組合員の意見を代表して述べる自由があります。最終的に意見が異なる場合は『議事運営規則』にのっとり多数決で方針が決定されます。『組合民主主義』とは、自由な議論が保証されて、方針が決定され、その方針にもとづいて中央執行委員会が執行の任にあたることであり、その場合には『決まったものは守る』ということが前提です。言いっぱなしで『俺の意見とは違うから決まったって守らない』というのでは組織は成り立ちません。《批判の自由と行動の統一》が基本なのです。」と記載されている。批判のみに終始し、方針を実践しないのでは組織として成り立たない現状を生み出していると言わざるを得ない。JR東労組は結成以降、執行委員会が立案した方針を、大会で提案し、代議員がそれをめぐり議論し決定するということを当たり前に行ってきた。

2018年11月4日、全地本委員長会議で「特別会計の設置」「早期に財政を確立するための補正予算」について議論され満場一致で臨時大会の開催を確認してきた。また、臨時大会では「規約・諸規則の改正」について「財政難の中で運営をするにあたり代議員定数の変更等」が提起され、代議員の賛成多数で承認してきた。それはスローガン「JR東労組の存亡をかけ向こう2年を展望し未来を切り拓くために、12地本が総団結し、全組合員と共に組織の信頼回復と強化・拡大を実現しよう！」にあるように危機的状況を打開し、向こう2年を展望できる運動の保証と財政の確保、組合員の利益を確保するためと判断したからである。

JR東労組の旗のもとに結集し、臨時大会の方針を愚直に実践しようとしているにもかかわらず、東京・水戸・八王子地本の執行委員長自らが臨時大会に対する抗議や大会承認以前の規約・諸規則の運用を求める等の行為は、組合の団結と統制を乱し、意図的に組織内部の混乱を引き起こしている。真剣に審議し方針に賛成した代議員に対する背徳行為であり、反本部・反9地本の姿勢を明らかにしたのである。また、組合員からは「本当に12地本が総団結してまとまろうとしているのか」と不安や疑問の声が出されている。組織内部の混乱が増大しているため、早急に文書を撤回するべきである。

JR東労組秋田地本は新生JR東労組をつくり上げるために、中央本部と共に歩み、組合活動の基本である分会運動を主体的に創造していく。職場で現れている問題に対し、真摯に向き合い、組合員の利益を守るために運動を愚直に推し進めていくことを明らかにする。

2019年2月1日  
東日本旅客鉄道労働組合  
秋田地方本部執行委員会